

徳島県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地		指定に係る 事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		変更年月日
	旧	新		旧	新	
合同会社はな	阿波市阿波町梅ノ 東二六一	阿波市阿波町東原 一四六一	居宅介護支援はな	阿波市阿波町梅ノ 東二六一	阿波市阿波町東原 一四六一	令和二年十二月 一日
同	同 市場町香美 渡七九一	同 梅ノ 東二六一	訪問介護はな	同 市場町香美 渡七九一	同 梅ノ 東二六一	平成二十七年八 月一日
同	同 阿波町梅ノ 東二六一	同 東原 一四六一	同	同 阿波町梅ノ 東二六一	同 東原 一四六一	令和二年十二月 一日